

滋賀県がん患者のアピランスサポート事業実施要領

1 事業の目的

がん治療に伴い医療用補整具（医療用ウィッグ、乳房補整具等。以下「補整具等」という。）を購入した者に、市町が購入費用の一部を助成した場合に、県が市町に補助することにより、がん患者の社会生活への支援や経済支援を行うことを目的とする。

2 補助金の交付

県は、市町ががん治療に伴い補整具等を購入した者に購入費用の一部を助成する事業を行った場合に、当該市町に対し、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

3 補助の対象等

(1) この要領において、補助の対象となる補整具等は、次のとおりとする。

ただし、附属品およびケア用品は助成の対象としない。

①医療用ウィッグ

がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ（ウィッグ装着のためのネットを含む。）をいう。

②乳房補整具

手術による乳房の形の変化に対応するための補整下着、補整パッドおよび人工乳房をいう。

③帽子

④その他

上記①～③以外で、滋賀県内の各市町で実施しているがん治療に伴う補整具等の助成事業において対象としているもの。

(2) この要領において、補助対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

①申請日において、滋賀県内に居住（住民登録）していること。

②がんと診断され、その治療を受けた者またはがん治療を受けている者またはがんの疑いがあると診断された者。

③がん治療に伴い脱毛し、または乳房を切除し、補整具等を購入していること。

④滋賀県内の各市町で実施しているがん治療に伴う補整具等の購入費用の一部に係る助成を受けていること。

⑤他の法令等に基づく助成等を受けていないこと。ただし、④によるものは除く。

(3) この要領において、補助対象者1人当たりの補助対象となる回数は、各市町が実施している事業において定める回数を限度とする。

(4) この要領において、各市町が県に申請できる期限は、補助対象者が補整具等を購入した日の属する年度の翌年度末までとする。

4 補助の内容

- (1) この要領において、補助対象者1人当たり（ただし、市町において補整具等1種類につき1回までと定められている場合は、補整具等1種類当たり）の補助の上限額は、5,000円とする。
- (2) 県が市町に補助する金額は、次により算出された額とする。
 - ① 3(2)に定める補助対象者に係る補整具等の購入1件に対し市町が支出した額（以下「市町支出額」という。）と、10,000円のいずれか少ない方の額を基準額（以下「補助基準額」という。）とする。
 - ② 補助基準額を補助対象1件ごとに算出する。
 - ③ 補助基準額と市町支出額を比較していずれか少ない方の額（以下「選定額」という。）を補助対象1件ごとに算出する。
 - ④ 選定額に2分の1を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）（以下「補助所要額」という。）を補助対象1件ごとに算出する。
 - ⑤ 補助対象1件ごとに算出した補助所要額を合計した額を補助額とする。

5 関係台帳の整備

市町は、補助金台帳の整備等により、助成対象者の住所、氏名、購入費用、病名、助成年度等の適切な把握および管理に努めるものとする。

6 個人情報等の取扱い等

県および市町は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意するとともに申請者およびその家族の心情に充分配慮した対応を取るものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。